

新潟県立長岡商業高等学校いじめ防止基本方針

<はじめに>

長岡商業高等学校は、「士魂商才」の校割下、産業人としての実力を涵養することを教育方針とし、「倫理観や規範意識を醸成し基本的生活習慣の確立を図る」、「計画的・組織的な進路指導で生徒の進路実現を図る」、「教育活動を通して計画的に人権教育に取り組む」等を重点目標として掲げています。これらの目標を達成するためには、生徒が安心して学校生活を送り、意欲的に学習に取り組むことができる環境整備が必要です。

そのために、いじめの未然防止に務め、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に対応し解決することを目指して「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

<組織的な対応に向けて>

○いじめ防止対策委員会の設置

いじめの未然防止・早期発見・早期解決等に係る措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を組織します。

<いじめの未然防止に向けて>

○生徒が意欲を持って学校の教育活動に取り組めるよう、生徒の主体的な学習活動を推進し、自己肯定感を伸張させる授業や、集団づくりに取り組み、いじめのおこらない指導の充実を図ります。

○教職員はホームルーム、授業等において生徒の様子を見守り、些細な兆候も見逃さずに複数の教職員で関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく積極的に認知します。

○教職員の言動により、生徒を傷つけたり、生徒間の差別意識を助長することのないよう、人権教育の研修等により認識を深めます。

○インターネット、情報機器について有用性と危険性について理解させながら、適切な使用方法について指導します。

○いじめの4層構造(下記)を生徒に理解させ、「仲裁者」「相談者」になるための道徳や学級活動、行事の際の全校指導を行う。

・いじめっ子(加害生徒):いじめ行為を行う中心的な存在。

・いじめられっ子(被害生徒):いじめの対象となり、苦痛を受けている存在。

・観衆(はやし立てる子):いじめを面白がったり、積極的に是認したりする存在。いじめを助長する役割を担う。

・傍観者(見て見ぬふりをする子):いじめを認知しながらも、見て見ぬふりをし、積極的に止めようとしないう存在。いじめを黙認することで、いじめを継続させる役割を担う。

○「SNS 教育プログラム」「SOS の出し方に関する授業」を実施し、いじめの未然防止に向けた取り組みを行う。

○必要に応じて、ソーシャルスキルトレーニング、ストレスマネジメント教育を行う。

○生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つように人権教育や市民性教育を学校の教育活動全体をとおして行う。

<いじめの早期発見に向けて>

○個別面談や生徒の見守りを行うことで、教職員が生徒の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見につなげていきます。また、学年会、教育相談・特別支援教育推進委員会(定期的開催)、情報交換会(各学期1回開催)を通じて、校内での情報共有を行います。

○いじめ状況把握アンケートを行い、いじめや悩みについて生徒理解に努めるとともに、学年会等で

情報を共有します。また、生徒や保護者との信頼関係を深め、相談しやすい環境を整備します。

<いじめの早期解決に向けて>

- いじめられた生徒の不安を取り除き安全を確保します。
- いじめている生徒に対しては「いじめは絶対に許されない」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう毅然とした態度で指導します。
- いじめを受けた生徒、いじめをしている生徒、どちらの保護者に対しても速やかに事実を報告し情報を共有することで協力を依頼し、早期解決に向けて取り組みます。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続していじめを受けた生徒、いじめをしている生徒に十分な注意を払い、いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向けながら、いじめた生徒が二度といじめを起こさないよう、必要な指導・援助を行います。
- いじめが起きた集団(観衆・傍観者)に対しても、いじめを自分の問題として捉え、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つなど、いじめに対する態度の育成をしていきます。